

株式会社ラドルチェに対する「共通義務確認訴訟」に関するQ&A

Q 1 : KC' s が提起した「共通義務確認訴訟」とはどのような訴訟なのか。

A 1 : 「共通義務確認訴訟」とは、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、多数の消費者に生じた消費者被害を集団的に回復するための特別な訴訟手続です。2016年10月1日に施行された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（通称「消費者裁判手続特例法」）に基づく訴訟です。

共通義務確認訴訟手続は、消費者裁判手続特例法に基づく二段階で構成される以下①②の手続の内、第一段階目（①）の手続となります。

① 第一段階の手続き：共通義務確認訴訟

「特定適格消費者団体」が相当多数の消費者と事業者との間に請求権が存在することを確認する共通義務確認訴訟を提起。

共通義務確認訴訟で共通義務が確認された場合に第二段階に進む。

②第二段階の手続き：個別の消費者の債権確定手続～簡易確定手続

「特定適格消費者団体」が個別の消費者に通知・公告し、個別の消費者から授權を受け（個別の消費者がこの手続に加入）、個別の消費者の債権を確定する手続を行う。

Q 2 : 損害を被った消費者ではなく、KC' s が、原告として、訴訟を提起したのは何故ですか。

A 2 : 共通義務確認訴訟で原告となることができるのは、法律上、「特定適格消費者団体」のみに限定され、個別の消費者が原告として訴訟を提起することは想定されていません。当団体は、内閣総理大臣から「特定適格消費者団体」の認定を受けておりますので、この度、原告として共通義務確認訴訟を提起しました。

Q 3 : 今回の訴訟では、具体的にどのような消費者被害について、被告の共通義務の確認を求めているのですか。

A 3 : 被告（株式会社ラドルチェ）は、2016年10月1日以降、多数の消費者との間で、一定の回数及び期間の脱毛施術サービス終了後も、アフターサービスとして「回数・期間無制限」で施術を受けることができる内容のエステティックサービス提供契約（以下、「アフターサービス付脱毛エステティック契約」といいます。）を締結しましたが、令和4年1月頃、消費者の了承なくアフターサービスの内容を一方的に変更した挙句、令和5年4月末には、全ての店舗を閉鎖して脱毛事業から撤退し、結果として、脱毛サービスを一切提供することが出来なくなりました。

そこで、今回の訴訟では、消費者が、被告との間で締結した、アフターサービス付脱毛エステティック契約を解除又は取り消し、支払済の契約代金相当額を

不当利得として、被告が、不当利得返還請求義務を負うことの確認を求めています。

Q 4 : 被告（株式会社ラドルチェ）との契約において被害を被った消費者は、今後、どのような形で訴訟に参加していくのですか。

A 4 : 当団体が提起した共通義務確認訴訟で被告（株式会社ラドルチェ）の支払義務を確認する判決をする、あるいは、被告会社が支払い義務を認める内容の和解を獲得できた場合、第二段階の手続に進み、当団体が個別の消費者に対して通知・公告をして授権を受け（消費者がこの手続に参加し、当団体に対し、個別の消費者の債権の確定を行う手続についての権限を授権することです）、個別の消費者の債権を確定する第二段階の手続（簡易確定手続）を申し立てます。以上のように、損害を被った個別の消費者の皆様は、第二段階の訴訟提起前に、当団体に授権することで第二段階の訴訟に参加していただくことになります。

Q 5 : 消費者にとって、個別に被告に対して返金を求める訴訟を提起するよりも、この手続きののっとして第二段階の手続参加（加入）する方が弁護士費用を低廉に抑えることができるのですか。

A 5 : 一概には言えませんが、多数の消費者で費用を分担することが可能となりますので、消費者が個別に訴訟を提起するよりも一般的には弁護士費用を低廉に抑えることができることが期待できます。

Q 6 : 被告（株式会社ラドルチェ）と脱毛エステティック契約をした全ての人を対象となるのですか。

A 6 : 本訴訟では2016年10月1日以降に被告と脱毛エステティック契約を締結し、契約代金を支払った人が対象になります。共通義務確認訴訟は、前述の通り消2016年10月1日施行の消費者裁判手続特例法に基づく訴訟ですので、同日以降に締結された契約が対象となります。2016年9月30日以前に契約された方は残念ながら本訴訟の対象外です。

Q 7 : 訴訟において被告（株式会社ラドルチェ）の義務が認められたとして、同社の財務状況等に照らし、消費者が同社から支払を受けることは可能なのでしょうか。

A 7 : 現時点では、被告の資産状況や支払能力が明らかとなっていないため、消費者が、実際に被告から支払等を受け、被害回復が実現できるか否かにつき言及することは困難です。

被告の資産状況や支払能力に関しては、「第二段階の手続」開始時に、その時点において判明している限りの情報を皆様に提供させていただく予定です。

Q 8 : 個別の消費者として、現時点において、準備しておくべきことはありますか。

A 8 : 株式会社ラドルチェとの契約書や代金支払いをした証拠となる書類・帳票や電子記録等があればできるだけ保管をしておいてください。第二段階で必要になる可能性があります。

Q 9 : 「第二段階の手続き」が開始されるのはいつ頃のことですか。また、それを知ることにはできますか。

A 9 : 今回提起した第一段階の共通義務確認訴訟の結果が出てからです。訴訟の経緯や「第二段階の手続き」を開始する場合には、このWebサイトで改めてお知らせします。事前に、当団体まで下記「情報入力フォーム」にて氏名・住所等の連絡先と契約・支払額等を連絡して頂ければ、メールで参加申込のご案内を差し上げます。

Q10 : 「第二段階の手続き」が開始されるのはいつ頃のことですか。また、それを知ることにはできますか。

A10 : 今回提起した第一段階の共通義務確認訴訟の結果が出てからです。訴訟の経緯や「第二段階の手続き」を開始する場合には、このWebサイトで改めてお知らせします。事前に、当団体まで下記「情報入力フォーム」にて氏名・住所等の連絡先と契約・支払額等を連絡して頂ければ、メールで参加申込のご案内を差し上げます。

情報入力フォーム : <http://www.kc-s.or.jp/accept.html>

現時点で本件訴訟についてお答えできるのは以上の通りとなります。

新しくお知らせすることができましたら、追加で掲載する予定です。

どうしても、ご質問されたい方は、上述の「情報入力フォーム」からご質問ください。

ただし、回答できないご質問があること、及び、回答までにはお時間がかかる場合もございますので、予めご承知おきください。

また、共通義務確認訴訟の進捗状況等につきましては、訴訟代理人が対応しておりますので、当団体事務局では回答できかねますので、当団体へのお電話等のご連絡はご遠慮ください。